

平成28年度決算

筑北村の財務書類

(統一的な基準による財務4表)



筑北村特定地区公園（サッカー場） 平成29年3月 竣工

長野県筑北村

(企画財政課)

目 次

I 地方公会計制度の概要

1	地方公会計制度の概要	2
2	財務書類4表について	2
3	財務書類の作成基準	3
4	対象とする会計の範囲	3~4

II 平成28年度 筑北村財務書類

1 一般会計等財務書類

■貸借対照表	6
■行政コスト計算書	7
■純資産変動計算書	8
■資金収支計算書	9
■附属明細表	10~21
■注記	22~25
■財政指標分析	26~29

2 全体財務書類

■貸借対照表	31
■行政コスト計算書	32
■純資産変動計算書	33
■資金収支計算書	34
■附属明細表（有形固定資産の明細のみ）	35
■注記	36~39

3 連結財務書類

■貸借対照表	41
■行政コスト計算書	42
■純資産変動計算書	43
■資金収支計算書	44
■注記	45~47

I 地方公会計制度の概要

I. 地方公会計制度の概要

地方公共団体の会計制度（地方公会計制度）では、従来の「現金主義・単式簿記」に基づく決算書類のほかに、統一的な基準に基づく企業会計的な「発生主義・複式簿記」の手法を取り入れた財務書類（財務4表）の作成・公表が求められており、筑北村においても平成28年度決算より作成を行ったところです。

これにより、地方公共団体が所有する資産や負債といったストック状況や、減価償却費や引当金などのコスト情報が明らかになり、より実態に即した財政状況の把握が可能となります。

2. 財務書類4表について

「統一的な基準による地方公会計マニュアル」で示されている財務4表は次のとおりです。

(1) 貸借対照表 (BS)

地方公共団体がどのような資産を保有しているのか（資産保有状況）と、その資産がどのような財源で形成されているのか（財源調達状況）等を対照表示したものです。これにより、基準日時点における地方公共団体の財政状態（資産・負債・純資産といったストック項目の残高）を把握することができます。

貸借対照表（イメージ）

借 方	貸 方
	負 債
資 産	純 資 産

資産：土地・建物、現金、基金などの保有資産状況

負債：これから世代が負担となるもの

純資産：これまでの世代が負担してきた部分

資産＝負債＋純資産という左右のバランスが取れた表となります。

(2) 行政コスト計算書 (PL)

会計期間中の行政活動のうち、人的サービスや各種給付サービスなど資産形成につながらない行政サービスに伴うコストを明らかにするものです。

従来の決算書類では捕捉できなかった現金の支払いを伴わない費用（減価償却費など）についても計上しています。

(3) 純資産変動計算書 (NW)

純資産（過去の世代や国・県が負担して形成した将来返済しなくてよい財産）が会計期間中にどのように増減したかを表示しています。

(4) 資金収支計算書 (CF)

会計期間中の資金の流れを明らかにするもので、性質の異なる3つの活動（経常的収支、資本的収支、財務的収支）に分けて表示します。

これらの財務書類に関連する事項についての「附属明細書」及び作成に当たって説明する必要がある情報を示した「注記」を加えて作成しました。

附属明細書

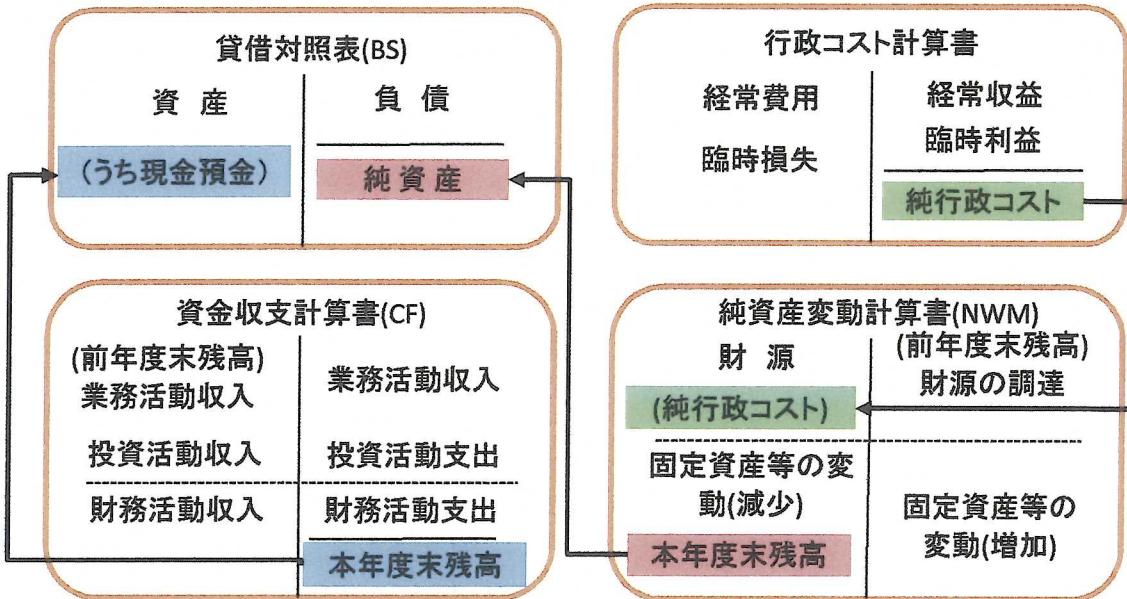
有形固定資産の明細や貸付金の明細など、財務書類4表の各項目の内訳を

詳しく表示しています。

注 記

有価証券などの評価基準及び評価方法、連結対象範囲など財務書類4表を作成する上で、説明する必要が情報について表示しています。

(5) 財務4表の相関関係



3. 財務書類の作成基準

作成基準日は、平成29年3月31日（平成28年度末）とし、平成29年4月1日から5月31日までの出納整理期間における出納については、作成基準日までに終了したものとして作成しています。

各財務書類の分析中の村民一人あたりの数値は、平成29年3月31日現在人口の4,776人を用いて算出しています。

4. 対象とする会計の範囲

(1) 一般会計等 財務書類

一般会計及びバス事業特別会計を対象としています。

(2) 全体 財務書類

一般会計等に加え、特別事業会計及び公営企業会計を対象としています。

(3) 連結 財務書類

村全体の財務書類に加え、当村と関係する一部組合と広域連合、及び筑北村開発公社を対象としています。

対象とする会計の範囲

